



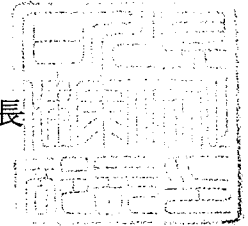
厚 第 1957 号

平成29年12月6日

社会福祉法人四恩会

理事長 真田 穰治 様

石川県健康福祉部長



平成29年度障害福祉サービス事業者等実地指導の結果について（通知）

下記施設等の指導を平成29年10月27日に実施した結果、別紙事項については是正改善の必要があると認められるので通知します。

については、現地において係員が指示した事項も併せ、所要の措置を講じられるようお願いいたします。

なお、別紙事項のうち改善結果報告を要する事項については、改善したことを証する資料を添付のうえ、平成30年2月7日までに報告してください。

記

指定就労継続支援B型事業所

キッチンクラブおしみず

指定就労移行支援事業所

みらい塾

（事務担当）

厚生政策課指導監査グループ

高倉

TEL 076-225-1413

FAX 076-225-1409

別紙

法人名	社会福祉法人四恩会
-----	-----------

**改善結果報告を要する事項**

(全事業共通)

- 1 サービス提供の記録(平24条例第53号第172条(準用第20条第2項)他)  
サービスを提供した際は、その都度利用者の確認を得ること。
- 2 個別支援計画(平24条例第53号第172条(準用第60条)、平18厚労告第523号別表の第12の1注5(2)他)
  - (1) 個別支援計画が作成されていないにもかかわらずサービスを提供している事例が見受けられたので、類例の有無を確認の上、過誤調整を行うこと。
  - (2) サービス管理責任者は、以下の業務を漏れなく行うこと。(就労移行支援)
    - ① アセスメントを行うこと。
    - ② 原案を作成すること。
    - ③ 計画の作成に係る会議を行うこと。
    - ④ 定期的にモニタリングを行い、結果を記録すること。

(就労B型)

- 3 事故発生時の対応(平24条例第53号第194条(準用第41条第1項))  
サービスの提供により事故が発生した場合は、必要に応じて県及び市町に報告をすること。

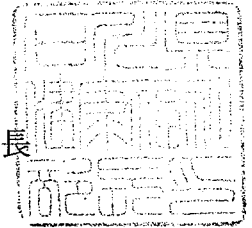
(就労移行)

- 4 苦情解決(平24条例第53号第172条(準用第40条第2項))  
苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録すること。
- 5 非常災害対策(平24条例第53号第172条(準用第72条第2項))  
風水害等に対処するための計画を策定すること。

厚 第 7 号  
平成 30 年 4 月 20 日

社会福祉法人 四恩会 理事長 様

石川県健康福祉部長



平成 29 年度社会福祉施設指導監査の結果について（通知）

下記貴施設の書面監査を実施した結果、別紙事項については是正改善の必要があると認められるので通知します。

については、別紙事項に対し、所要の措置を講じてください。

記

今浜苑（障害者支援施設）

（事務担当）

石川県健康福祉部厚生政策課

指導監査グループ

TEL 076-225-1413

FAX 076-225-1409

別紙

社会福祉法人名	四恩会
---------	-----

改善結果報告を要しない事項

衛生管理（労働安全衛生規則第47条）

給食関係者の検便については、毎月全員に実施すること。